

医療機関を受診する方へ 高校生等以下の子どもの医療費は**無料**となります！

西ノ島町では、子育て世帯の経済的負担の軽減と、子どもの疾病の早期発見・早期治療を促進するため、高校生等以下（18歳到達後最初の3月31日まで）の子どもの医療費を全額助成しています。

※助成対象は、健康保険が適用される医療費に限ります。



対象医療機関

すべての医療機関が対象です。

西ノ島町内の医療機関（隠岐島前病院・浦郷診療所・にしのしま歯科）はもちろんのこと、**町外の医療機関（島根県内・県外）も対象**になります。また、調剤薬局なども対象になります。



受診する時

健康保険証と**子ども医療費受給資格証**を医療機関で提示してください。

島根県内すべての医療機関、島根県外の一部医療機関では、資格証の適用が可能です。

医療機関を受診する場合は、資格証が適用可能かどうかを確認してください。

資格証が適用できなかった場合には、いったん医療機関で医療費を支払い、後日、**次の手続きをすることで、支払った医療費の払い戻しが受けられます。**

① 子ども医療費受給資格証 (0歳～高校生用)	
公費負担者番号	
記号番号	
受給資格者	氏名
	住所
子ども	氏名
	生年月日
加入保険	住所
	被保険者氏名
加入保険	記号番号
	保険者名
本人負担	0円
受給期間	自 年 月 日
	至 年 月 日
年 月 日	
島根県隠岐郡 西ノ島町長	



資格証が利用できる
県外の医療機関



払い戻し手続方法

西ノ島町役場健康福祉課へ以下のものをご持参ください。

- ① 医療機関で受領した領収証
- ② 助成対象の子どもの健康保険証
- ③ 希望の振込先の預金通帳
- ④ 印鑑

内容を確認し、後日口座に助成額を振込みます。



医療を受けた日から2年以内に申請をしてください！